

11月25日(月)雇用継続を求め、座込み 派遣切りを許さない!!

朝日新聞 2013年11月23日

NTTで働く仲間のみなさん、お早うございます。
私たち東日本NTT関連合同労働組合茨城支部（N関労茨城）は、113サービセンタで働くN関労茨城の組合員、沼田雅靖さんをはじめ派遣社員の雇用継続を求め、座込みを実施します。

私は、113サービセンタの故障受付部門で10年10ヶ月間働いてきました。2003年当初は、直接雇用でエヌ・ティ・ティエムイー茨城の臨時社員として4年間働き、2007年4月より、派遣社員として同じ113サービセンタ職場に派遣されることになりました。それから、登録型派遣社員として3カ月の契約を繰り返して働き続けてきました。そして今年11月を以って職場の集約合理化により派遣社員は全員派遣契約終了となり、解雇となります。派遣社員ということだけで会社は雇い止めをってしまったことに、私は強い憤りを感じ、雇用継続を求め、本日、座込みをする決意をしました。

私は、専門26業務のテレマーケティング営業（政令5条8号）の契約です。専門26業務は、企業は何年でも派遣社員で働かせることが出来ます。私の業務は、電話でのお客様PC操作や機器の配線変更、電源活性化などがあり、専門26業務に違反して、3年を超えて働かせているのではないかという、違法行為の疑いが出てきました。現在労働局に調査を依頼しています。

N関労は、派遣社員にかけられた雇止め攻撃を絶対許さず、小さな組合ですが正規、非正規を問わず働く者が安心して生活できる社会を目指し闘い続けます。

雇い止め撤回へ 25日水戸で集会

NTT関連合同労働支部

東日本NTT関連合同労働組合（N関労）の茨城支部（中村洋子委員長）は22日、県庁で記者会見し、組合員の男性派遣社員（32）＝水戸市＝の雇用継続を求めて25日に集会を開くと発表しました。

同支部によると、男性は2003年にNTT東日

本の県内の地域会社に臨時社員として雇用され、07年からは系列の人材派遣会社「登録型派遣社員」になった。当初から電話による故障受け付けの業務に従事し、現在も派遣先の「NTT東日本―茨城」で同じ仕事を続けている。この業務が県外に集約されるのに伴って、派遣元の派遣会社から10月末に11月いっぱいでの契約終了を通告されたといい、

同支部は、男性の仕事の

内容が派遣可能期間の制限を受けない専門的な業務とされていることを疑問視し、茨城労働局に調査を申請している。「26業務にあたらなければ派遣は3年まで。直接雇用すべし」と主張している。
25日は午前中から水戸市大町3丁目の勤務先近くで抗議集会や座り込みを予定している。

N関労（東日本NTT関連合同労働組合）

東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル1階 Tel03-5820-2070 Fax03-5820-2080

メール info@n-kanrou.com ホームページ <http://www.N-kanrou.com>

N関労茨城支部 発行責任者 中村 洋子 編集責任者 三宅 敏之